

特定建設作業の届出

および

未然

建設トラブルの防止

このリーフレットは、特定建設作業の届出と建設作業にともなって発生する騒音・振動等に起因するトラブルを防止するための手だてなどについてまとめたものです。

トラブルの未然防止に努めましょう。

- ・ 特定建設作業実施届出書の記入例
- ・ 届出書の添付書類
- ・ 事前の防止対策
- ・ 規制・基準



北区生活環境部環境課

記入例

様式第9

特定建設作業実施届出書

騒音

年 月 日

東京都北区長 殿

届出者 住所 東京都〇区〇〇〇町1-1-1
 北区建設株式会社
 氏名 代表取締役 北区 太郎
 電話番号 ()
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|---|--|
| 建設工事の名称 | (仮称)〇〇〇〇マンション新築工事 |
| 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 | 鉄筋コンクリート8階建 共同住宅 |
| 特定建設作業の種類 (該当するものに○をつけてください) | 1.くい打ち(くい抜き)作業 4.空気圧縮機作業 2.びょう打作業 5.コンクリートプラント ③さく岩機作業 |
| 特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様 (該当するものに○をつけてください) | 1.パイプロハンマー 4.ジャイアントプレーカー 2.ジーゼルハンマー 5.空気圧縮機 ③ハンドプレーカー 6.その他 () 形式等 |
| 特定建設作業の場所 | 北区 〇〇〇 丁目 〇〇 番 〇〇 号 |
| 特定建設作業の実施の期間 | 自 〇〇年 〇月 〇日 至 〇〇年 〇月 〇日 〇〇 日間 |
| 特定建設作業の開始及び終了の時刻 | 作業開始 作業終了 作業日 実働時間 自 〇〇時 至 〇〇時 〇〇 〇〇時間 |
| 騒音の防止の方法 | 防音シート養生(高さ〇〇m) プレカ消音が-着装 |
| 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 東京都〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号 〇〇〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇 電話番号〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 |
| 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 | 北区建設株式会社 現場主任 〇〇 〇〇 電話番号〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 東京都〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号 (株)〇〇〇〇工務店 代表取締役 〇〇 〇〇〇 電話番号〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 | 東京都〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号 (株)〇〇〇〇工務店 現場責任者 〇〇 〇〇〇 電話番号〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 |
| ※ 受 理 年 月 日 | 年 月 日 |
| ※ 審 査 結 果 | 可 否 |

備考

- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
- 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合には、作業をしない日を明示すること。
- 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

特定建設作業を開始する日の7日以上前(届出日と開始日を含まず中7日前)

具体的な名称で、例えば、〇〇〇邸解体工事等と記入

特定建設作業の全期間の日数を記入

日・祝日その他作業を行わない日を除いた、実働作業日数を記入

日曜・祝日、夜間工事を行うときは、これらの条件が付された、道路占用許可書、道路使用許可書の写しを添付

詳細は、P4～5頁参照

施主を記入

元請の関係者を記入

解体工事の場合は、当該工事を行う建物等の状況について届出用紙の余白部分に、「アスベストの使用の有無」等について記載。

【記載例】

- アスベスト使用有 除去工事予定
- アスベスト使用無
- 環境確保条例の工場に該当
- 環境確保条例の指定作業場に該当
- 環境確保条例の工場、指定作業場に該当しない 等

届出の注意事項

1. 届出者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請事業者

2. 届出日

特定建設作業の開始の7日前までに提出

「7日前までに提出」とは、例えば15日(水)から特定建設作業を開始する場合、前週の7日(火)までに届出書を提出することを言う。

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |

(カレンダーの場合)

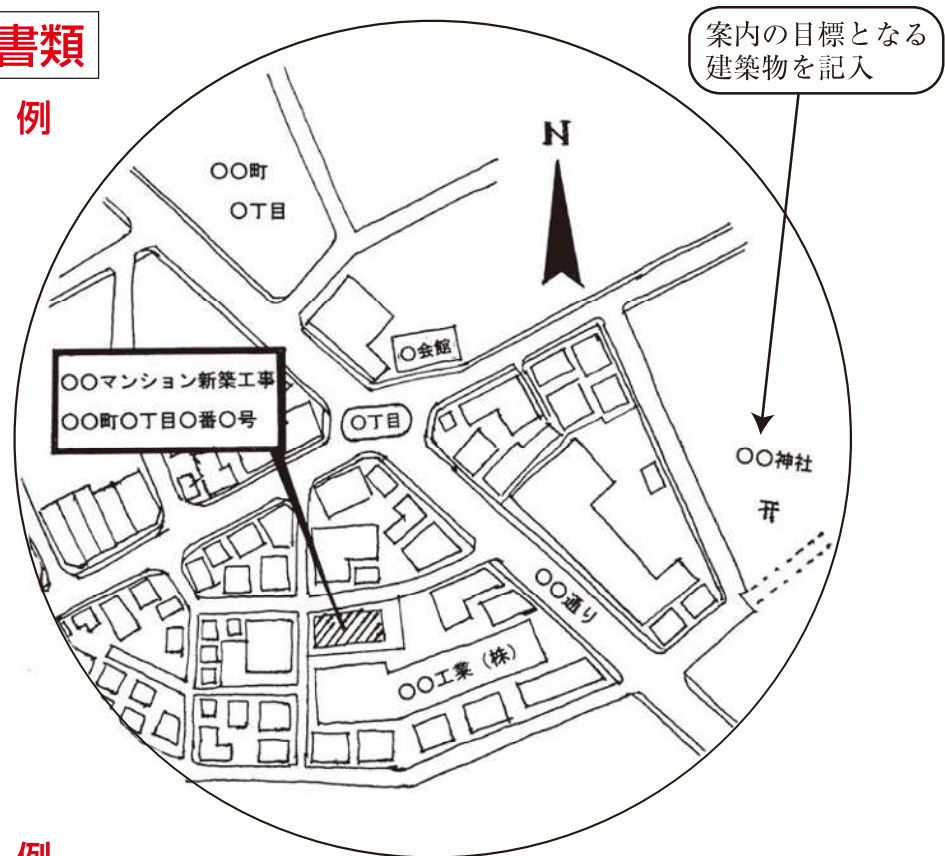
3. 届出部数

正副2部

届出書の添付書類

1. 現場案内図 例

ただし、市販の住宅地図等は、著作権法の著作物に該当するため、著作権者の許可のない複製物は使用できません。著作権者の承諾を得た著作物の複製物を添付してください。

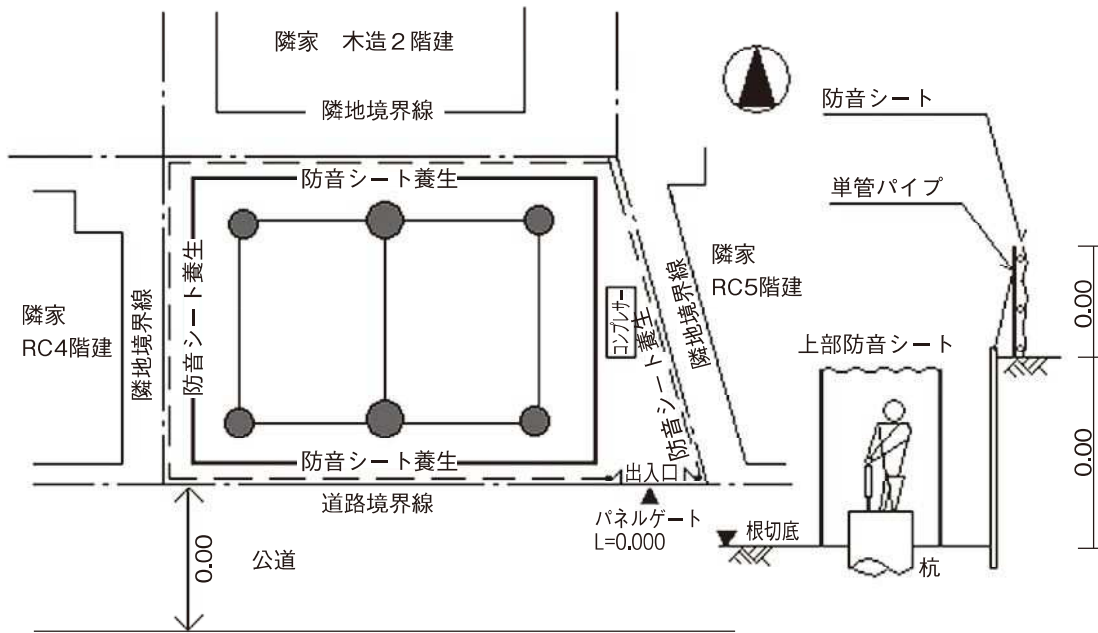


2. 工事工程表 例

工事工程表 ○ ○ 月 (特定建設作業部分をマーカー等で色付けすること)

| 日・曜日 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 工事の種類 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 |
| 現場杭打工事 | | | | ← | → | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 杭頭処理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3. 公害防止方法を図示した配置図 例 (杭頭処理)



事前の防止対策

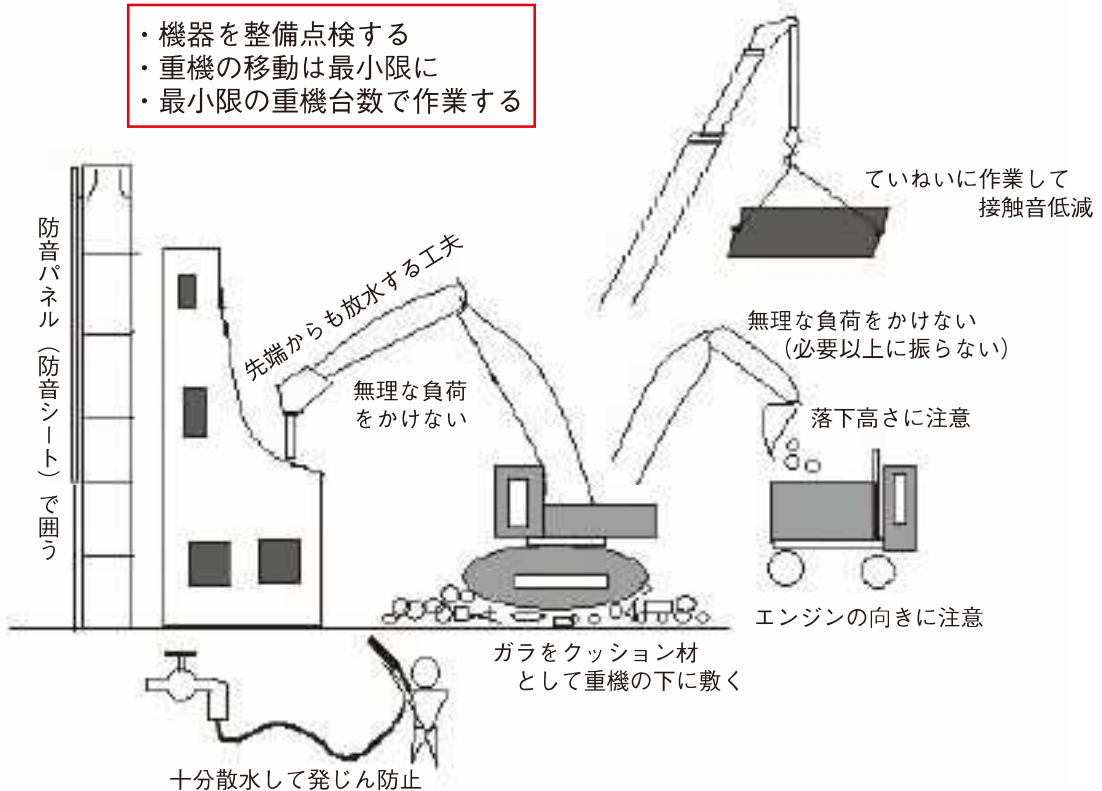
建設作業にともなって発生する騒音や振動はレベルも高く、対応をおこたると、周辺住民は日常生活を突然に阻害され、耐え難い感情を起こしてトラブルになる場合があります。

工事に携わる者として法令等の遵守に加えて、周辺的生活環境に障害を及ぼすことがないように以下の点も参考にして工事を行ってください。

また、たとえ騒音レベル等が基準値以内であっても近隣や周辺に“迷惑”が及んでいることを十分に考慮し、取りうる対策を講じることがトラブル防止上大切です。

公害防止方法 例 (解体工事)

- ・ 機器を整備点検する
- ・ 重機の移動は最小限に
- ・ 最小限の重機台数で作業する



公害防止方法 例 (全般)

- ・ 機器（ブレーカー）の使用を最小限にする。
- ・ 連続作業を避ける。
- ・ 重機の後進時の高速走行は避ける。
- ・ 作業時間以外は車両・機器等のスイッチを切る。

排出ガス対策型建設機械
を使用する

- ・ 1日の作業時間を短くする。
- ・ 休憩時間は一斉に取る。



ていねいに作業する

技術的対処法

- ・ 騒音発生機器（例 コンプレッサー、油圧ブレーカー）の配置を工夫する。
- ・ 低騒音、低振動工法を採用する。
- ・ ガラの破碎場所を工夫する。
- ・ 低騒音、低振動機器（例 油圧ブレーカー）を使用する。

（環境大臣の指定した低騒音、低振動機器を使用する場合は届出対象外）

規制のあらまし

| | 騒音規制法・振動規制法 | 環境確保条例 |
|---------------------|--|------------------|
| 規制内容 | 適用される作業内容・基準値は次頁のとおり。 （作業を開始した日に終る建設作業には適用されません。） 法・令2条 | 条例別表9、規・別表14 |
| 適用地域 | 指定地域内：北区全域（北区告示） 地域区分は次頁のとおり。（北区告示） | 都内全域 |
| 届出 | 建設工事を施工しようとする者（元請業者）は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに届け出なければならない。法14条 | _____ |
| 改善勧告 および 改善命令 | 騒音・振動が次頁の表に掲げる基準に適合せず、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、騒音または振動の防止の方法を改善し、または1日における延作業時間を最小限4時間までに短縮すべきことを勧告または命令されることがあります。 法15条 | 条例125条 |
| 報告 および 検査 | 工事施工者に対して、必要な報告を求められます。 また、北区長は職員に立入検査をさせることができる。 法20条 | 条例152条、155条 |
| 罰則 | 届出義務違反（法律のみ、改善命令違反、報告、検査を拒むなどの場合、罰則の適用があります。） 法31条、32条、33条 | 条例158条、161条、163条 |

特定建設作業及び指定建設作業に係る基準

(当該建設作業の行われている場所の周辺の生活環境を、著しく損なうことのない場合は基準を適用しない。)

単位：デシベル

| 内容 | 種類 | | 破砕作業 | 掘削作業 | |
|-----|----------------|---|---|---|--|
| | くい打設作業 | びょう打ち作業 | | | |
| 騒音 | 特定建設作業 (法律) | くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。))を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) | びょう打機を使用する作業 | さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) | バックホウ(原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。))を使用する作業、トラクターショベル(原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。))を使用する作業、ブルドーザー(原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。))を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。東京環境局ホームページ http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/ 参照) |
| | | 85 | | | |
| | 指定建設作業 (条例) | 穿孔機を使用するくい打設作業 | インパクトレンチを使用する作業 | コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) | ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) |
| 基準値 | | | | | |
| 80 | | | | | |
| 振動 | 特定建設作業 (法律) | くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい打機を除く。))又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。))を使用する作業 | ブレイカー(手持式のものを除く。))を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) | | |
| | | 75 | | | |
| | 指定建設作業 (条例) | 圧入式くい打機、油圧式くい抜機を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業 | | ブレイカー以外のさく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) | ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、その他これらに類する掘削機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) |
| 基準値 | | | | | |
| 70 | | | | | |

| 空気圧縮機を使用する作業 | 締固め作業 | コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業 | はつり作業及びコンクリート仕上作業 | 建設物の解体・破壊作業 |
|--|---|--|--|---|
| 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。))を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) | | コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。))又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。))を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) | | |
| 85 | | | | |
| | 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) | コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 | 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業(さく岩機を使用する作業を除く。) | 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) |
| 80 | | | | |
| | | | | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |
| 75 | | | | |
| 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。))を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) | 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) | | | 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) |
| 65 | | | | |
| 70 | | | | |
| 75 | | | | |

| | | |
|----------------|------|----------------------------|
| 作業時間 | 1号区域 | 午前7時～午後7時 (午前7時～午後9時 ※1) |
| | 2号区域 | 午前6時～午後10時 (午前6時～午後11時 ※1) |
| 1日における延作業時間 | 1号区域 | 10時間以内 |
| | 2号区域 | 14時間以内 |
| 同一場所における連続作業時間 | 1号区域 | 6日以内 |
| | 2号区域 | |
| 日曜・休日における作業 | 1号区域 | 禁止 |
| | 2号区域 | |

※1：道路交通法に規定する交通規制が行われている場合のコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業。

1号区域・・・第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。

| | | |
|--------|--------|---|
| 適用除外項目 | ①②③④ | 適用除外の要件 ① 災害その他非常事態に緊急に作業を行う必要がある場合 ② 人の生命、身体の危険防止作業 ③ 鉄道の正常運行確保に必要な場合 |
| | ①② | ④ 道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合 ⑤ 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 |
| | ①②③④⑤⑥ | ⑥ 商業地域であって、周囲の状況等から知事が日曜日その他の休に行わせても地域の環境保全に支障がないと認めた場合(指定建設作業のみ) |

2号区域・・・工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域。

※基準の適用場所は、建設作業が行われている敷地境界線。

騒音・振動のめやす

騒音のめやす

| デシベル | 身近な現象 |
|------|---------------------|
| 120 | 飛行機のエンジンの近く |
| 110 | 自動車の警笛（前方2m） |
| 100 | 電車の通るときのガード下 |
| 90 | 大声による独唱、騒々しい工場内、ピアノ |
| 80 | 地下鉄の車内 |
| 70 | 掃除機、騒々しい事務所 |
| 60 | 静かな乗用車、普通の会話 |
| 50 | 静かな事務所 |
| 40 | 深夜の市内、図書館 |

振動のめやす

| デシベル | 身近な現象 |
|------|---------------------------|
| 90 | 家屋が激しく揺れすわりの悪いものが倒れる |
| 80 | 家屋が揺れ、戸・障子がガタガタと音をたてる |
| 70 | 大勢の人に感じる程度のもの、戸・障子がわずかに動く |
| 60 | 静止している人だけに感じる |
| 50 | 人体に感じない程度 |

その他関連する窓口

建設リサイクル法による届出 まちづくり部建築課 監察 ☎ 3908-9196

建築物解体工事の事前周知に関する指導要綱 “ 住宅課 建築調整担当 ☎ 3908-9206

「特定建設作業の届出および建設トラブルの未然防止」

平成22年2月発行

発行 東京都北区生活環境部 環境課

東京都北区王子1-12-4 TIC王子ビル2階（〒114-0002）

電話 03-3908-8611（直通）

FAX 03-3906-8474

刊行物登録番号
21-2-046